

火薬類保安経済産業大臣表彰実施要領

制定	20120919商第57号
	平成24年9月19日
改正	20140528商第31号
	平成26年6月13日
改正	20180601保第3号
	平成30年6月6日
改正	20220224保第6号
	令和4年3月11日

永年にわたり火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者、火薬類による災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって火薬類の保安を推進するため、火薬類保安経済産業大臣表彰をこの要領に基づいて行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰実施時期及び回数

原則として、隔年12月に1回行う。

3. 表彰の対象

表彰の対象は、保安功労者、優良従事者、優良事業所とし、表彰数は原則としてそれぞれ10件以内とする。ただし、次の（イ）若しくは（ロ）のいずれかに該当する会社の事業所（他の事業所が次の（イ）又は（ロ）に該当する場合を含む。）又は次の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当する個人（次の（イ）又は（ロ）を個人に適用する場合は、当該個人に起因するもの又は当該個人が役員等責任のある立場の場合に限る。）は、原則として表彰の対象から除く。

（イ）現に表彰対象の法令違反の状態にある者又は過去5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けた者若しくはそれに類する者。

（ロ）他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくない者。

（ハ）勲章を受けた者、火薬類の保安に関する功労により褒賞を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者。

(1) 保安功労者

次の各号のいずれかに該当し、火薬類の保安に関する業務に10年以上（次の（二）に該当する場合を除く。）携わり、表彰することが適当と認められる者。

(イ) 火薬類の保安管理、保安教育又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者。

(ロ) 火薬類に関する学識経験が深く、火薬類の保安技術又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者。

なお、従事年数については、別紙（参考）を参照すること。

(ハ) 適正な保安管理若しくは災害防止により事業所及び公共の安全の確保に多大な貢献をしており、又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、日常における行為が他の者の模範となる者。

(ニ) 災害その他非常の場合において火薬類の保安の確保に努めるなど公共の安全の維持について特に顕著な功績が認められる者その他の火薬類の保安の確保に特に功労があった者。

(2) 優良従事者

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる者。

(イ) 火薬類に関する経験が深く、火薬類関係事業所（現場）の作業に永年（15年以上）従事し、最近10年以上無事故であった者。

なお、従事年数については、別紙（参考）を参照すること。

(ロ) 火薬類関係法令及び保安管理に係る規程類を遵守し、災害の防止及び公共の安全を図り、保安に関し積極的熱意をもっており、日常における行為が他の者の模範となる者。

(3) 優良事業所（事業所とは製造業者、販売業者若しくは消費者の事業所又は事業場をいう。）

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる事業所。

(イ) 火薬類の製造所における製造施設の位置、構造及び設備並びに製造方法、販売所における販売の方法、貯蔵場所における火薬庫の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法又は消費場所における消費の方法等に関し、保安上の措置が特に優れていること。

(ロ) 火薬類の保安管理の体制、規程類等が整備されているとともに、保安教育が徹底され、かつ、保安に関し、積極的熱意をもっており、他の模範となる事業所。

4. 表彰の推薦等

(1) 都道府県知事及び指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、経済産業大臣表彰が実施される年の9月1日までに各都道府県知事等の所管に係る保安功労者、優良従事者及び優良事業所の各々について表彰候補者2件以内を所轄産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）を経て技術総括・保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、表彰候補者の各々について様式1～様式3の推薦書(添付書類を含む。)2部を提出するものとする。

- (2) 産業保安監督部長は、経済産業大臣表彰が実施される年の10月1日までに経済産業大臣の所管に係る保安功労者、優良従事者及び優良事業所の各々について表彰候補者2件以内を技術総括・保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、自部推薦分と所轄管内の都道府県知事等推薦分を区別するとともに、自部推薦分と所轄管内の都道府県知事等推薦分を通じて産業保安監督部管内の順位を付して、表彰候補者の各々について様式1～様式3の推薦書(添付書類を含む。)1部を提出するものとする。

- (3) 公益社団法人全国火薬類保安協会は、経済産業大臣表彰が実施される年の10月1日までに保安功労者について表彰候補者2件以内を技術総括・保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、順位を付して、表彰候補者の各々について様式1の推薦書(添付書類を含む。)1部を提出するものとする。

- (4) 技術総括・保安審議官は、特に必要があると認めるときは、(1)～(3)により推薦があった者以外の者について、推薦を求めることができる。

- (5) 推薦書には、表彰該当事項(功績又は業績)について、事業所にあつては保安上の管理組織、技術、教育等で特に優れていることを示す補足資料を、また、個人にあつては火薬類に関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について詳細に記載した資料を、それぞれについて添付するものとする。

5. 審査及び決定

経済産業大臣は、原則として実施する年の11月上旬までをめぐりに、4.(1)～(4)により推薦があった者について技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置する火薬類保安経済産業大臣表彰審査会において審査し、特に優良と認められた者について火薬類保安経済産業大臣表彰を受ける者として決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 火薬類保安経済産業大臣表彰実施要領(平成18・08・17原第9号)及び火薬類保安経済産業大臣表彰審査会設置要綱(平成18・08・17原第9号)は、廃止する。

附 則(20140528商第31号)

この規程は、平成26年6月13日から施行する。

附 則（２０１８０６０１保第３号）

この規程は、平成３０年６月６日から施行する。

附 則（２０２２０２２４保第６号）

この規程は、令和４年３月１１日から施行する。

従事年数の考え方

(1) 保安功労者 (3. (1) (ロ) 学識経験者)

火薬類の保安技術や保安行政への従事期間が実期間として10年以上あること。

従事期間の評価に当たり、経済産業省に設置されている火薬類の産業保安に関する審議会等の委員としての期間に2をかけた年数(20年を上限とする。)を経験年数に加算する。

(2) 優良従事者 (3. (2) (イ) 製造工場)

従事期間が実期間として15年以上あること。

従事期間の評価に当たり、危険な作業の度合に応じて作業従事期間を加算するので、推薦書の勤続年数欄には、昭和49年通商産業省告示第58号別表に掲げられている「危険工室等の区分」及びK値(作業工程等の区分ごとの保安間隔を算出するための係数)を明記し、「みなし従事期間」を表示すること。

(加算方式)

作業工程のK値がKである工程の実際の従事期間がmであるとき「みなし従事期間」Aは、

$$A = m + \frac{1}{6} \times K \times m = m \left(1 + \frac{K}{6} \right) \quad \text{とする。}$$

様式1

保安功労者推薦書

1 推 薦 者	
2 氏 名 <small>ふ り が な</small>	
3 生年月日 (年齢) <small>(年 月 日現在)</small>	年 月 日 (満 才)
4 住 所	〒
5 所 属 名	
6 略 歴 *	(審議会等に委員として参加した場合には、参加した審議会等の名称及びその期間を記載すること。)
7 功 績 の 内 容 *	(自然災害対策を講じた場合には功績として記載すること。) (現場における技術伝承に着目した教育を実施した場合には功績として記載すること。)
8 過去における受賞の有無及び内容	
9 法令違反の有無及び内容 (10年間)	
10 事故歴の有無及び内容 (10年間)	
11 推 薦 理 由 *	

注意事項 *印の項は簡潔に記載し、内容の詳細は別添で添付すること。

様式 2

優良従事者推薦書

1 推 薦 者	
2 氏 名 <small>ふ り が な</small>	
3 生年月日 (年齢) <small>(年 月 日現在)</small>	年 月 日 (満 才)
4 住 所	〒
5 事 業 所 名	
6 職 名	
7 同 一 事 業 所 勤 続 年 数	
8 他 事 業 所 勤 続 年 数	
9 略 歴	
10 功 績 の 内 容 *	(自然災害対策を講じた場合には功績として記載すること。) (現場における技術伝承に着目した教育を実施した場合には功績として記載すること。)
11 過去における受賞 の有無及び内容	
12 法令違反の有無 及び内容 (10年間)	
13 事故歴の有無 及び内容 (10年間)	
14 推 薦 理 由 *	

注意事項 *印の項は簡潔に記載し、内容の詳細は別添で添付すること。

様式3

優良事業所推薦書

1 推薦者	
2 事業所名	
3 代表者の 役職・氏名	
4 許可年月日	
5 所在地	〒
6 事業所の種類	(製造・販売・消費の別及び業種を記入のこと。)
7 過去5年間の 業績 *	(自然災害対策を講じた場合には業績として記載すること。) (現場における技術伝承に着目した教育を実施した場合には業績として記載すること。)
8 過去における受賞 の有無及び内容	
9 法令違反の有無 及び内容(10年間)	
10 事故歴の有無 及び内容(10年間)	
11 月平均事業所 従事者数	
12 推薦理由 *	

注意事項 *印の項は簡潔に記載し、内容の詳細は別添で添付すること。